

シンポジウム「アーキビスト（文書館専門職）問題を考える」



標記のシンポジウムが、7月8日（土）、学習院大学において開催された。当日は、あいにくの雨模様であったが、全国から99名にのぼる参加者があった。

主催は、企業史料協議会、地方史研究協議会、日本歴史学協会史料保存利用問題特別委員会、東日本大学史連絡協議会と全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の5団体である。

まず最初に、主催者を代表して全史料協会長・加藤安二氏から開催の挨拶があった。

シンポジウムの趣旨は、冒頭で高埜利彦氏（全史料協第二次専門職問題特別委員会委員長）が述べたように、「21世紀に向けて、国や地方公共団体・大学・企業等におけるアーキビストの役割を幅広く論議し、アーキビスト養成の具体的な方向性を探る」ことを目的に開催したものである。司会は松尾正人氏・安藤正人氏（ともに専門職問題特別委員）である。

報告者は、全史料協・高野修氏、大学史・秋山俱子氏、企業史料協・大谷明史氏、大学教育・広瀬順皓氏、史料管理学研修会・鈴江英一氏の5氏で、それぞれの立場から具体的な問題提起をしていただいた。報告の概要は次のIのとおりである。

報告につづいて、活発な質疑と討論が行われ、最後に安藤氏からシンポジウムのまとめと今後の方向について言及があった。その要旨はIIに掲載した。

なお、閉会の挨拶に立った日歴協史料保存利用特別委員長・吉原健一郎氏より、今秋に日歴協主催の専門職問題のシンポジウムを予定して

いるとの話があった。

I 報告要旨

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の立場から 高野 修

全史料協の立場からということであるが、かなり個人的色彩の濃いものとなってしまったことを、お断わりしておきたい。私は次の四項目について問題を提起しておきたい。

1 公文書館法第4条第2項の完全撤廃

公文書館法には特例で「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」とある。ここでいう「当分の間」とは、「将来に渡って行わない」とも読める。現在国立公文書館ですすめている「専門職員の養成機関の整備等に関する研究会」の内容を拝見しても第4条第2項の廃止について触れられていない。どんなに立派な報告書を作成してもこの問題を避けては無意味である。少なくとも国に対して、この特例事項の早期撤廃を要請すべきであると考え。なぜなら、報告書が報告書のまま棚上げされてしまう可能性があるからである。

2 専門職員の必要性について

アーキビストは、その属する組織の活動である政策立案に参加しなければならない。そのため、権限のある資格制度を確立しなければならない。

3 全史料協のめざす専門職員養成とは

史料は時には、それを作成した組織とは関係なく、また国や地方自治体とも関係なく保存されている場合がある。また史料は人間社会の記憶装置であり、まさに時と場所を選ばずに作成されるものである。そしてその史料は基本的には作成された人と組織に属して保存されるものであるから、いかなる組織にも文書館（史料保存機関）は設置されなければならない。その組織の利益に貢献する専門職が求められているのである。そのためには公文書館の専門職員養成だけをめざすのではなく、ほんらい、文書館専

専門職というのは、いかなる組織の史料保存機関においても、適応できる専門性が求められていると考えるものである。全史料協のめざす専門職員養成とは、こうした多様な組織に対応できる専門職員の養成であるべきであろう。

そのためには、養成コースを「公文書コース」「民間史料コース」といった多様なコースを考えてもよいのではないか。公文書だけが歴史資料なのではない。

4 養成は大学院修士課程で

大学院修士課程で養成することは、世界のアーキビスト養成を考慮して当然であるが、問題は誰が養成講座を担当するかである。また養成機関は大学や文部省大学共同利用機関でなければならない。国民に開かれたアーキビスト養成を行なうには、養成は研究機関でなければならないからである。教授陣の質的向上を図るためにも。

シンポジウム当日には、地方の文書館に勤務している者としての意見も述べさせていただいたが、現実にアーキビストの必要性をもっとも感じているのは、中小の地方自治体であり、都道府県・政令指定都市だけではないということ。むしろ市町村・企業においてもこの専門職養成について真剣に考えていることを付記しておきたい。(全史料協理事・藤沢市文書館)